

2025年3月24日・3月議会最終日「環境影響評価条例制定」質疑¹

上野 美恵子

議第55号「熊本市環境影響評価条例の制定について」質疑いたします。

半導体企業とその関連企業の進出等によって、都市化や開発が一層加速化し、本市においても、地下水や市街地の景観にまで及ぶような環境への影響が懸念されます。そういう中で、環境への悪影響を未然に防止し、魅力ある自然や景観を守っていく上で、この度「熊本市環境影響評価条例」の制定が提案されたことには、意義があります。しかし、条例が目指す環境悪化の未然防止や環境・景観の保全に効果があるのか、以下疑問点をお尋ねします。

第1に、今条例における「指定地域」設定の考え方、具体的な指定地域の内容、そこで行われる事業への対応の考え方についてご説明ください。

また、「指定地域に隣接して行われる事業」についての規定と、その運用についてご説明ください。

第2に、本市が、県条例にない対象事業である大規模建築物を追加設定した理由と、規模要件ならびにその根拠をご説明ください。

また、熊本城周辺となる中心市街地における大規模建築物を追加設定の意義についてご説明ください。

第3に、追加設定した大規模建築物の規模要件と、景観計画に定める重点地域である熊本城周辺地域の規制の要件の関係についてはどのようにお考えでしょうか。

第4に、大規模建築物における特例措置の内容と特例措置を設ける理由、対象の範囲・条件等についてご説明ください。

第5に、今条例案では、「地下水涵養の促進」に向けた取り組みを規定しています。熊本県は、地下水に係る環境影響評価の対象地域を県地下水保全条例の指定地域である「地下水保全地域」としています。本市条例の「指定地域」は県条例の対象地域すべてが対象となりますか。

第6に、条例第53条に規定する「環境影響評価審査会」は会議を公開とし、その規定を明文化すべきと考えますがいかがでしょうか。

第7に、提案されている条例の対象事業、規模要件で、過去に本市が行った

開発やインフラ・ハコモノ整備で対象となるものはありますか。また、現時点で、本条例の対象案件をどのように考えていますか。

以上、環境局長に伺います。

（答弁）

答弁されたように、「指定地域」においては規模要件を他の地域の2分の1とし、より小規模な事業も環境影響評価の対象とした上で、隣接して行われる事業も対象に含むことで、周辺環境を含めた一体的な保全を重視する考えとしています。

しかし、今後熊本市が直面していく、大規模な開発や地下水の涵養等の面においては、そもそもの規模要件が果たして妥当であるのか、疑問です。

大規模建築物を追加する意義については、熊本城周辺は景観計画の重点地域であることから眼中になく、熊本駅周辺地区のみが環境影響評価での規制対象との考え方です。今後、今条例案の施行によって考えられる対象案件も、熊本駅周辺の大規模建築物や半導体関連企業の進出による大規模な土地造成事業と捉えられています。大規模建築物の基本的な規模要件の高さ100m以上・延べ面積5万平方メートル以上は、特例措置によって駅周辺も含む中心市街地では、環境影響評価制度をCASBE制度活用による代替ができる規定が設けられており、環境影響評価を逃れる仕組みがつくられています。

地下水涵養の取組でも、市内全域が対象となる第1種地域では県条例と同じ規模要件であり、第2種の指定地域がその半分の規模要件です。よって、指定地域とならなければ、市条例の効果はありません。ところが、本市の「指定地域」は地下水涵養を目的とした指定ではないために、熊本市全域が熊本県の地下水保全条例の重点地域となっているにもかかわらず、市の環境影響評価条例が実質的には機能しません。

そこで、答弁を踏まえ、さらにお尋ねします。

第1に、現行の条例案における規模要件では、開発でも、インフラ・ハコモノでも、ほとんど対象とならないと思われます。そのことをどのようにお考えでしょうか。

また、実効性ある条例となるよう、現行の規模要件は見直す³べきではないでしょうか。

第2に、大規模建築物については、特例措置の設定で条例が骨抜きな³ってしま³うのではないで³しょうか。

第3に、景観計画に定める熊本城周辺の一般地区の規定に照らせば、大規模建築物の規模要件である高さ・100m以内という基準では、全く景観を守る³ことになりません。大規模建築物の高さ要件は、景観計画に定める景観形成基準・熊本城周辺の中心市街地などの一般地区・海拔55mを超えない³ということ³を考慮した高さ基準とすべきではないで³しょうか。

第4に、地下水涵養の取組で本市は、対象事業の規模要件等に第2種・指定地域を加え、指定地域により厳しい条件設定をすることで、県条例を上回る地下水涵養の取組みを求めています。しかし、厳しい条件を付している「指定地域」があまりに限定的です。県の地下水保全条例では熊本市全域が重点地域に指定され環境影響評価の対象地域となっていることを踏まえるならば、地下水涵養の取組対象地域は、県の地下水保全条例を踏まえた対象地域の設定が必要ではないで³しょうか。

以上、市長に伺います。

（答弁）

市長が答弁されたように、環境影響評価条例は環境に著しい影響を及ぼす恐れがある事業を対象に、事業の計画段階から環境保全について調査、予測、評価を求め、より良い事業実施につなげることを目的にしています。

繰り返しますが、本市において、市が策定する環境影響評価条例が最も効果を発揮してほしいのは、大規模な開発が予想される中心市街地、熊本城周辺の高層建築物による景観への影響と、74万市民のいのちの水である地下水保全を脅かす涵養域とその周辺の大規模な開発です。

しかし、市条例の特徴として追加されている大規模建築物について、熊本市の中心市街地における最大の宝である文化遺産・熊本城とその周辺となる中心市街地の景観を守ることに効果が得られないのでは、追加の意味がありま

せん。

地下水涵養でも、市長は「規模要件を指定地域で国の要件の『8分の1』と厳しく設定している」と答弁されましたが、実際には指定地域が限定的であるために、実際に『8分の1』がどのように適用されるのか、全く不透明です。本気で地下水への影響をアセスの対象にしようと考えらるならば、地下水保全条例第2条・第14条に係る別表に「地下水保全条例」への対応を記載し、本市地下水保全条例に規定された地下水かん養促進地域や、熊本市全域が熊本県地下水保全条例に基づく重点地域に指定されている点などを踏まえた地下水保全に配慮した厳しい要件を明記すべきと考えます。

政令市の中で20番目の策定となるアセス条例であるだけに、本市の課題を正面からとらえ、それに向き合い、かけがえのない環境を守るに効果ある環境影響評価条例の提案であってほしかったと思います。

また、本条例に基づき設置される「環境影響評価審査会」は、「原則公開」との答弁がありましたので、今後条例見直しの折に、条文に明記していただくよう、要望しておきます。

また、条例の運用にあたっては、住民の視点で環境保全に努める立場での運用をお願いして、質疑を終わります。